

政令第 号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令

内閣は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（公営住宅法施行令の一部改正）

第一条 公営住宅法施行令（昭和二十六年政令第二百四十号）の一部を次のように改正する。

第六条を次のように改める。

（入居者資格）

第六条 法第二十三条第一号イに規定する政令で定める金額は、二十五万九千円とする。

2 法第二十三条第一号ロに規定する政令で定める金額は、十五万八千円とする。

第八条第一項第一号中「第二十三条第二号イ」を「第二十三条第一号イ」に改め、同項第二号中「第二十三条第二号ロ」を「第二十三条第一号ロ」に改め、同項第三号を削り、同条第二項の表中「十五万八千

円を超え」を削る。

第十四条第二項を削る。

(道路法施行令の一部改正)

第二条 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

第十一条の七第一項第二号、第十一条の九第一項第二号及び第十一条の十第一項第二号中「幅員が」の下に「、国道にあつては」を、「規定する幅員」の下に「、都道府県道又は市町村道にあつてはこれらの規定に規定する幅員を参酌して法第三十条第三項の条例で定める幅員」を加える。

第三十四条の二の三第二項第一号中「道路構造令」を「当該改築に係る道道又は道の区域内の市町村道に法第三十条第三項の政令で定める基準を適用した場合に当該基準に適合しないこととなる改築又は当該場合に道路構造令」に、「同令の」を「同項に規定する」に、「できる」を「できることとなる」に、「これ」を「これら」に改め、同項第三号中「車道」を「当該改築に係る道道又は道の区域内の市町村道に法第三十条第三項の政令で定める基準を適用した場合に、車道」に、「要しない」を「要しないこととなる」に改める。

(道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令の一部改正)

第三条 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令(昭和三十四年政令第十七号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「同令の」を「同項に規定する」に改める。

第二条第二項中「並びに前条第一項第一号、第二号、第四号」を「、少額改築、特例舗装並びに前条第一項第二号」に改め、同条に次の二項を加える。

3 前項の「少額改築」とは、当該改築に係る都道府県道等に道路法第三十条第三項の政令で定める基準を適用した場合に当該基準に適合しないこととなる改築又は当該場合に道路構造令第三十八条第一項の規定により同項に規定する規定による基準によらないことができることとなる改築で、これらに要する費用の額が国土交通大臣が定めた額を超えないものをいう。

4 第二項の「特例舗装」とは、当該改築に係る都道府県道等に道路法第三十条第三項の政令で定める基準を適用した場合に、車道の舗装につき道路構造令第二十三条第二項に規定する基準によることを要しないこととなる場合における当該道路の舗装をいう。

(下水道法施行令の一部改正)

第四条 下水道法施行令(昭和三十四年政令第四百四十七号)の一部を次のように改正する。

第三条中「第四条第一項」の下に「(同条第六項において準用する場合を含む。)」を加え、「認可を受けた」を削り、「第五条」を「第五条の二」に改める。

第四条の見出し中「認可の申請」を「協議の申出」に改め、同条中「第四条第一項」を「第四条第二項(同条第六項において準用する場合を含む。)」に、「認可を受けよう」を「協議を申し出よう」に、「申請書に」を「申出書に」に、「変更を」を「変更の内容を」に改め、「の各号」を削り、「国土交通大臣(」を「都道府県知事(都道府県が設置する公共下水道の事業計画その他」に、「都道府県知事)」を「国土交通大臣)」に改め、後段を削る。

第四条の二を次のように改める。

(国土交通大臣に協議する事業計画)

第四条の二 法第四条第二項(同条第六項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める事業計画は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「

指定都市」という。)が設置する公共下水道の事業計画のうち、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

一 予定処理区域(予定処理区域を拡張する変更に係るものにあつては、変更後の予定処理区域)の面積が百ヘクタール以下の公共下水道の事業計画

二 流域下水道(雨水流域下水道を除く。)に接続する公共下水道の事業計画

三 第五条の二第二号(処理施設に係る吐口の配置の変更以外の変更に限る。)、第三号又は第五号に掲げる変更のみの変更に係る事業計画

第五条の二を削る。

第五条の見出し中「認可」を「協議等」に改め、同条中「第四条第一項」を「第四条第六項」に改め、同条を第五条の二とする。

第四条の二の次に次の一条を加える。

(環境大臣の意見を聴くこと等を要しない場合)

第五条 法第四条第三項又は第五項(これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。)に規定

する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 予定処理区域の面積が百ヘクタール以下の公共下水道に係る協議又は届出（予定処理区域の拡張に係る事業計画の変更の協議又は届出にあつては、変更後の予定処理区域の面積が百ヘクタールを超える場合を除く。）を受けた場合

二 流域下水道（雨水流域下水道を除く。）に接続する公共下水道に係る協議又は届出を受けた場合

三 終末処理場の配置又は下水の処理能力の変更を伴わない事業計画の変更に係る協議又は届出を受けた場合

た場合

第八条の二第一項中「第二十四条の五第一項」を「第二十五条第一項」に改める。

第十七条の四の見出し中「認可の申請」を「協議の申出」に改め、同条中「第二十五条の三第一項（同条第四項）」を「第二十五条の三第二項（同条第七項）」に、「認可を受けよう」を「協議を申し出よう」に、「申請書」を「申出書」に、「変更を」を「変更の内容を」に改め、「国土交通大臣」の下に「（次条に規定する事業計画にあつては、都道府県知事）」を加え、後段を削り、同条第一号中「第十七条の六第七号」を「第十七条の七第七号」に改める。

第十七条の九を第十七条の十とし、第十七条の八を第十七条の九とし、第十七条の七を第十七条の八とする。

第十七条の六の見出し中「認可」を「協議等」に改め、同条中「第二十五条の三第四項」を「第二十五条の三第七項」に改め、同条を第十七条の七とする。

第十七条の五の見出し中「こと」を「こと等」に改め、同条中「第二十五条の三第四項」を「第二十五条の三第七項」に、「同条第三項」を「同条第四項又は第六項」に、「認可をしようとする」を「協議又は届出を受けた」に改め、同条を第十七条の六とする。

第十七条の四の次に次の一条を加える。

（都道府県知事に協議する事業計画）

第十七条の五 法第二十五条の三第二項（同条第七項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める事業計画は、次に掲げるものとする。

- 一 指定都市以外の市町村が設置する流域下水道の事業計画
- 二 指定都市が設置する流域下水道の事業計画のうち、第十七条の七第一号から第三号まで及び第四号

(処理施設に係る吐口の配置の変更以外の変更に限る。)に掲げる変更のみの変更に係る事業計画  
第二十四条の三第一項第二号を削り、同項第一号中「都道府県以外の地方公共団体」を「指定都市」に  
改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 都道府県及び指定都市以外の地方公共団体が管理する公共下水道

第二十四条の三第一項第三号を同項第四号とし、同号の前に次の一号を加える。

三 都道府県及び指定都市以外の地方公共団体が管理する流域下水道

第二十四条の四第一項中「法第四条第一項の認可又は」を削る。

第二十五条を削り、第二十四条の五を第二十五条とする。

附則中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

附則第六項中「附則第四項」を「附則第三項」に改め、同項を附則第五項とする。

附則第七項中「附則第四項」を「附則第三項」に改め、同項を附則第六項とする。

附則中第八項を第七項とし、第九項から第十二項までを一項ずつ繰り上げる。

(住宅地区改良法施行令の一部改正)



第五条 住宅地区改良法施行令（昭和三十五年政令第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第十二条後段を次のように改める。

この場合において、公営住宅法施行令（昭和二十六年政令第二百四十号）第六条第一項中「二十五万九千円」とあるのは「十五万八千円」と、同条第二項中「十五万八千円」とあるのは「十一万四千円」と読み替えるものとする。

第十三条の二第一項中「及び第二項の表第二種公営住宅の項」を削り、「公営住宅法の一部を改正する法律（平成八年法律第五十五号）」を「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）第三十二条の規定」に、「第二十三条第二号イ」を「第二十三条第一号イ」に、「十三万九千円」を「十五万八千円」に、「同号ハ」を「同号ロ」に改め、「十一万四千円」の下に「を参酌して十五万八千円以下で施行者が条例で定める金額」を加え、「同表第二種公営住宅の項中」を「同条第二項の表第二種公営住宅の項中「十一万五千円」とあるのは「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律第三十条の規定による改正後の法第二十三条第一号イに掲げる場合にあつては十五万八千円以下で施行者が条

例で定める金額、同号口に掲げる場合にあつては十一万四千円を参酌して十五万八千円以下で施行者が条例で定める金額」と、「に改める。

(河川法施行令の一部改正)

第六条 河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)の一部を次のように改正する。

第五十六条中「第七十九条第二項第三号及び第四号」を「第七十九条第二項」に改める。

(交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令の一部改正)

第七条 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令(昭和四十一年政令第三百号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項第一号中「同令の」を「同項に規定する」に、「もの」を「一般国道の改築又は道路法(昭和二十七年法律第八十号)第三十条第三項の政令で定める基準を適用した場合に同令第三十八条第二項の規定により同項に規定する規定による基準によらないことができることとなる都道府県道若しくは市町村道の改築(次号において「都道府県道等交通安全小区間改築」という。)」に改め、同項第二号中「拡幅で」を「拡幅(」に、「同令の」を「同項に規定する」に、「もの」を「一般国道の改築又は都道府

県道等交通安全小区間改築に限る。」に改め、同条第三項中「（昭和二十七年法律第百八十号）」を削る。

（道路構造令の一部改正）

第八条 道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「道路の」を「高速自動車国道及び一般国道の」に改め、「一般的技術的基準」の下に「（都道府県道及び市町村道の構造の一般的技術的基準にあつては、道路法（以下「法」という。）第三十条第一項第一号、第三号及び第十二号に掲げる事項に係るものに限る。）並びに道路管理者である地方公共団体の条例で都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準（同項第一号、第三号及び第十二号に掲げる事項に係るものを除く。）を定めるに当たつて参酌すべき一般的技術的基準」を加える。

第三条の次に次の一条を加える。

（高速自動車国道及び一般国道の構造の一般的技術的基準）

第三条の二 高速自動車国道又は一般国道を新設し、又は改築する場合におけるこれらの道路の構造の一般的技術的基準は、次条から第四十条までに定めるところによる。

第五条第一項ただし書中「又は第四種第四級」を削り、同条第三項中「並びに」を「及び」に改め、「及び第四種第四級」を削り、「あたり」を「当たり」に改め、同条第五項中「又は第四種第四級」を削り、同項ただし書中「きわめて」を「極めて」に改める。

第九条第一項中「（第四級を除く。）」を削る。

第十条の二第三項ただし書中「又は第四種第四級」を削る。

第十一条第一項中「（第四級を除く。）」及び「若しくは第四種第四級」を削り、同条第二項及び第四項ただし書中「又は第四種第四級」を削る。

第十二条第一項中「又は第四種第四級」を削る。

第十三条第一項の表第四種の項を次のように改める。

第 四 種	第 一 級	
	第 二 級	第 三 級
	六〇、五〇又は四〇	五〇又は四〇
	六〇、五〇又は四〇	三〇
	五〇、四〇又は三〇	二〇

第三十一条の二中「第四種第四級の道路又は」を削る。

第三十七条中「若しくは」を「又は」に改め、「又は都道府県道の区域を変更し、当該変更に係る部分を市町村道とする計画がある場合」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第五条第一項ただし書及び第五項、第十条の二第三項ただし書、第十一条第四項ただし書並びに第十二条中「第三種第五級」とあるのは「第三種第五級又は第四種第四級」と、第五条第三項中「及び第三種第五級」とあるのは「並びに第三種第五級及び第四種第四級」と、第九条第一項及び第十一条第一項中「第四種」とあるのは「第四種（第四級を除く。）」と、同項中「第三種の」とあるのは「第三種若しくは第四種第四級の」と、同条第二項中「第三種」とあるのは「第三種又は第四種第四級」と、第十三条第一項中「上欄に掲げる値」とあるのは「上欄に掲げる値（当該道路が第四種第四級の道路である場合にあつては、一時間につき四十キロメートル、三十キロメートル又は二十キロメートル）」と、第三十一条の二中「主として」とあるのは「第四種第四級の道路又は主として」と読み替えるものとする。

本則に次の一条を加える。

（都道府県道及び市町村道の構造の一般的技術的基準等）

第四十一条 都道府県道又は市町村道を新設し、又は改築する場合におけるこれらの道路の構造の一般的技術的基準については、第四条、第十二条、第三十五条第二項、第三項及び第四項（法第三十条第一項第十二号に掲げる事項に係る部分に限る。）、第三十九条第四項並びに前条第三項の規定を準用する。

この場合において、第十二条中「第三種第五級」とあるのは、「第三種第五級又は第四種第四級」と読み替えるものとする。

2 法第三十条第三項の政令で定める基準については、第五条から第十一条の四まで、第十三条から第三十四条まで、第三十五条第一項及び第四項（法第三十条第一項第十二号に掲げる事項に係る部分を除く。）、第三十六条から第三十八条まで、第三十九条第一項から第三項まで、第五項及び第六項並びに前条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定を準用する。この場合において、第五条第一項ただし書及び第五項、第十条の二第三項ただし書並びに第十一条第四項ただし書中「第三種第五級」とあるのは「第三種第五級又は第四種第四級」と、第五条第三項中「及び第三種第五級」とあるのは「並びに第三種第五級及び第四種第四級」と、第九条第一項及び第十一条第一項中「第四種」とあるのは「第四種（第四級を除く。）」と、同項中「第三種の」とあるのは「第三種若しくは第四種第四級の」と、同条第二

項中「第三種」とあるのは「第三種又は第四種第四級」と、第十三条第一項中「上欄に掲げる値」とあるのは「上欄に掲げる値（当該道路が第四種第四級の道路である場合にあっては、一時間につき四十キロメートル、三十キロメートル又は二十キロメートル）」と、第三十一条の二中「主として」とあるのは「第四種第四級の道路又は主として」と、第三十七条中「一般国道」とあるのは「都道府県道」と、「都道府県道又は市町村道」とあり、及び「他の道路」とあるのは「市町村道」と、「当該部分」とあるのは「当該都道府県道」と読み替えるものとする。

（河川管理施設等構造令の一部改正）

第九条 河川管理施設等構造令（昭和五十一年政令第百九十九号）の一部を次のように改正する。

第七十七条を次のように改める。

（準用河川に設ける河川管理施設等の構造について市町村が参酌すべき基準）

第七十七条 法第百条第一項において準用する法第十三条第二項の政令で定める基準については、第二条から第七十四条まで及び前条の規定を準用する。この場合において、第二条第四号及び第八号中「河川整備基本方針に従つて、過去」とあるのは「過去」と、同条第五号中「河川整備基本方針に従つて、河

川管理者」とあるのは「河川管理者」と、同条第七号中「河川整備基本方針に従つて、計画高水流量」とあるのは「計画高水流量」と、同条第十号中「河川整備基本方針に定められた」とあるのは「河川管理者が定めた」と、第七十三条第四号中「国土交通大臣」とあるのは「市町村長」と読み替えるものとする。

（景観法施行令の一部改正）

第十条 景観法施行令（平成十六年政令第三百九十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第九号中「埠頭保安規程」を「埠頭保安規程」に改め、同条第十三号中「認可に係る」を削る。

第二十条第六号イ中「命令」の下に「及び条例」を加え、同号イ(1)中「第四十五条第二項」の下に「及び第三項」を加える。

第二十五条第二号イ中「命令」の下に「及び条例」を加え、同号イ(1)中「第四十五条第二項」の下に「及び第三項」を加える。

附 則

（施行期日）



第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

(公営住宅法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(以下「第一次一括法」という。)(第三十二条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)第二十九条第一項において準用する第一次一括法第三十二条の規定による改正後の公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号。以下「新公営住宅法」という。)(第二十三条第一号ロの規定に基づく条例が制定施行されるまでの間は、改良住宅(住宅地区改良法第二条第六項に規定する改良住宅をいう。附則第五条において同じ。)(の入居者の資格については、住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する新公営住宅法第二十三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合において、住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する第一次一括法第三十二条の規定による改正前の公営住宅法第二十三条中「次の各号(老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として政令で定める者(次条第二項において「老人等」という。)(にあつては、第二号及び第三号)」とあるのは、「第二号及び第三号」とする。

第三条 第一次一括法第三十二条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新公営住宅法第二十三条第一号ロの規定に基づく条例が制定施行されるまでの間における密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第二十条第一項第一号の規定の適用については、同号中「公営住宅法第二十三条各号」とあるのは、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）附則第十四条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第三十二条の規定による改正前の公営住宅法第二十三条第二号及び第三号」とする。

第四条 第一次一括法第三十二条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新公営住宅法第二十三条第一号ロの規定に基づく条例が制定施行されるまでの間におけるマンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第百十八条第一項第一号の規定の適用については、同号中「公営住宅法第二十三条各号」とあるのは、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）附則第十四条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第三十二条の規定による改正前の公営住宅法第二十

三条第二号及び第三号」とする。

第五条 第一次一括法第三十二条の規定の施行の日前に公営住宅（公営住宅法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。以下この条において同じ。）又は改良住宅の入居者の公募が開始され、かつ、同日以後に入居者の決定がされることとなる場合における当該公募に依じて入居の申込みをした者に係る公営住宅又は改良住宅の入居者の資格については、新公営住宅法第二十三条（住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する場合を含む。）及び第一次一括法附則第十四条第三項並びに附則第二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。新公営住宅法第二十二条第一項（住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する場合を含む。）に規定する事由がある場合において同日前に公営住宅又は改良住宅の入居の申込みがされ、かつ、同日以後に入居者の決定がされることとなるときにおける当該公営住宅又は改良住宅の入居の申込みをした者に係る公営住宅又は改良住宅の入居者の資格についても、同様とする。

（河川法の一部改正に伴う経過措置）

第六条 第一次一括法第三十六条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、同条の規定による改正後の河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第百条第一項において準用する同法第十三条

第二項の規定に基づく条例が制定施行されるまでの間は、第一次一括法第三十六条の規定の施行の際現に存する河川管理施設等（河川管理施設等構造令第七十三条に規定する河川管理施設等をいう。以下この条において同じ。）又は現に工事中の河川管理施設等（既に河川法第二十六条第一項の許可を受け、工事に着手するに至らない許可工作物（同項の許可を受けて設置される工作物をいう。以下この条において同じ。）を含む。）が第一次一括法附則第十八条の規定により当該条例で定める技術的基準とみなされる同令第七十七条の規定により準用する同令第二条から第七十四条まで及び第七十六条の規定による基準に適合しない場合においては、当該河川管理施設等については、これらの規定は、適用しない。ただし、工事の着手（許可工作物にあつては、河川法第二十六条第一項の許可）が第一次一括法第三十六条の規定の施行の後である改築（災害復旧又は応急措置として行われるものを除く。）に係る河川管理施設等については、この限りでない。

（地方自治法施行令の一部改正）

第七条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一下水道法施行令（昭和三十四年政令第四百十七号）の項を削る。

(奄美群島振興開発特別措置法施行令の一部改正)

第八条 奄美群島振興開発特別措置法施行令(昭和二十九年政令第二百三十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一道路の項県道の(一)中「もの及び財政特別措置法施行令第一条第一項各号のいずれか」を「もの並びに財政特別措置法施行令第一条第一項第五号及び同令第二条第四項に規定する特例舗装」に、「」及び「」並びに財政特別措置法施行令第一条第一項各号のいずれか」を「」並びに財政特別措置法施行令第一条第一項第二号及び第五号並びに第二条第三項に規定する特例舗装」に改め、同項県道の(二)中「第一条第一項第一号、第二号又は第四号」を「第一条第一項第二号又は第二条第三項に規定する少額改築若しくは同条第四項に規定する特例舗装」に改め、同項市町村道の(二)中「及び」を「並びに」に、「第一条第一項各号のいずれか」を「第一条第一項第二号及び第五号並びに第二条第三項に規定する少額改築及び同条第四項に規定する特例舗装」に改め、同項市町村道の(三)中「第一条第一項第二号又は第四号」を「第一条第一項第二号又は第二条第四項に規定する特例舗装」に改める。

(後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令の一部改正)

第九条 後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令（昭和三十六年政令第二百五十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「及び」を「（都道府県道又は市町村道に関する事業にあつては、同項第二号及び第五号に掲げるもの並びに同令第二条第三項に規定する少額改築及び同条第四項に規定する特例舗装）及び」に、「第三条第三項又は第四項」を「第三条第四項又は第五項」に改める。

（車両制限令の一部改正）

第十条 車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「限る。」の下に「を参酌して法第三十条第三項の条例で定める基準」を加え、「こえない」を「超えない」に改める。

（成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令の一部改正）

第十一条 成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和四十五年政令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「道路構造令」を「当該改築に係る道路に道路法第三十条第三項の政令で定める基準を

適用した場合に当該基準に適合しないこととなる改築又は当該場合に道路構造令」に、「同令の」を「同項に規定する」に、「できる」を「できることとなる」に、「これ」を「これら」に改め、同条第三号中「車道」を「当該改築に係る道路に道路法第三十条第三項の政令で定める基準を適用した場合に、車道」に、「要しない」を「要しないこととなる」に改める。

（水源地域対策特別措置法施行令の一部改正）

第十二条 水源地域対策特別措置法施行令（昭和四十九年政令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第五項中「第一条第一項各号（第三号を除く。）に掲げるもの」を「第一条第一項第二号及び第五号に掲げるもの並びに同令第二条第三項に規定する少額改築及び同条第四項に規定する特例舗装」に改める。

（明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法施行令の一部改正）

第十三条 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法施行令（昭和五十五年政令第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「掲げる事業」の下に「（県道又は村道に関する事業にあつては、同項第二号及び第五

号に掲げる事業並びに同令第二条第三項に規定する少額改築及び同条第四項に規定する特例舗装」を加える。

第五条第二号中「第一条第一項第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げるもの」を「第一条第一項第二号及び第五号に掲げるもの並びに同令第二条第三項に規定する少額改築及び同条第四項に規定する特例舗装」に改める。

（行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律に基づく特定地域に係る国の負担、補助等の特例に関する政令の一部改正）

第十四条 行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律に基づく特定地域に係る国の負担、補助等の特例に関する政令（昭和五十七年政令第五十号）の一部を次のように改正する。

第十条第十三号中「附則第五項」を「附則第四項」に改める。

（北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律施行令の一部改正）

第十五条 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律施行令（昭和六十一年政令第二百五



十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「掲げる事業」の下に「(道道又は道の区域内の市町道に関する事業にあつては、同項第二号及び第五号に掲げる事業並びに同令第二条第三項に規定する少額改築及び同条第四項に規定する特例舗装)」を加える。

(都市再生特別措置法施行令の一部改正)

第十六条 都市再生特別措置法施行令(平成十四年政令第九十号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一号中「幅員が」の下に「、国道にあつては」を、「規定する幅員」の下に「、都道府県道又は市町村道にあつてはこれらの規定に規定する幅員を参酌して道路法第三十条第三項の条例で定める幅員」を加える。